

個人情報公表への意思確認及びその対応について

1 個人情報の公表への同意

(1) 大会に参加する役員・審判員・発表者への対応について

大会役員・審判員・発表者等の氏名・所属名等の個人情報を、大会要項やプログラム等に記載する場合には、事前に記載することの同意を得る。

※ 同意については役員会等において口頭での確認も可とする。

(2) 大会参加生徒への対応について

①高体連専門部は、「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」（別紙１）を大会要項の中に含め、または記載し、大会に参加する各学校（校長・部顧問）へ配布する。

②各学校（校長・部顧問）は、大会に参加する生徒・保護者に対し、（別紙１）に記されている内容（公開される個人情報）について周知の徹底を図る。

2 同意の意思の確認方法

(1) 各学校（校長・部顧問）は、個人情報の公表に同意しない生徒の申し出があった場合には、「個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿」（別紙２）に必要事項記入し、参加申込時に提出する。

(2) 参加申込時に（別紙２）の提出がない場合には、学校において本人及び保護者から個人情報の公表について同意が得られたものとして取り扱う。

(3) 高体連及び高体連専門部が行なう参加選手等の同意の意思確認は、学校から提出された「参加申込書」及び「個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿」により行なう。

3 個人情報の公表に同意しない生徒への対応

（高体連及び高体連専門部は）

(1) 個人情報の公表に同意が得られない生徒の把握に努める。

(2) 大会の運営上必要な役員用プログラムを除き、通常のプログラムには氏名等の個人情報は記載しない。この場合、氏名は「****等の記号」で記載する。（イニシャルは不可とする）

(3) 大会結果及び記録の掲載や報道機関へ情報提供をする場合にも、上記のプログラム記載と同様に取り扱う。